

市報 とおがまち お知らせ版

1/25
□27号□

編集発行 / 十日町市役所(電話(代)7-3111) 毎月25日(1部6円)

水田利用再編対策事業

事前売渡申込限度数最
転作目標割当面積

ウルチ一〇一、二八一俵
モ チ 七、八一九俵
一〇九ヘクタール

農政の推進については、
常々格別のご高配ご協力を
頂き深く感謝申し上げます。

テレビ等でご承知と存じますが、
十日町市としての取組みをお知
らせして各位のご協力を頂きたく
いと存じます。

十日町市の取組み

新しく始まる米の生産調整

最近の農業をとりまく
情勢は誠に厳しいものが
ありますが、特に米の過
剰基調が一層強まってい
る一方、今後増産の必要
な大豆、麦等の農産物の
生産が停滞していること
から、農業生産の再編が
重要な課題となっていま
す。

市では、一月十日に十日町市
水田利用再編対策協議会(農業
関係団体の長七名で構成)を開
催し、基本的事項をご協議頂き、
市の方針を了承して頂きました。
これに基づき、農林課で配分
作業を行い、二月上旬頃各地区
ごとに農事連絡員会議を開催し、
内容を説明すると共に、個々の
農家の数字を「仮配分」という
形で示す予定です。

こうした情勢から、国は昭和
五十三年度以降おおむね十年間
にわたる水田利用再編対策を発
足させ、第一期(五十三年から
五十五年までの三カ年)の米の
生産調整目標数量を、各年百七
十万トンとすることとしていま
す。主な内容については、新聞、

・九誌)、全国では三十九万一千
ヘクタール(十三・四割)となっ
ています。
*基準面積の把握 昭和四十六
年一月一日現在の固定資産台帳
水田面積を基にして、その後七
年間の農地法手続済みの面積等
公簿上把握できる法的手続きを
経た水田面積を、個人ごとに加
除して基準面積とします。
*転作目標面積の配分 基準面
積に一定の率(約五割)を乗じ
て算出された面積を、米売渡実
績のある農業者に配分します。
*米売渡実績の把握 昭和四十
六年度の農家別限度数量及び五
十年と五十二年(五十一年は冷
害年のため除外)の二カ年平均
売渡実績数値を使用します。
*事前売渡申込限度数量の配分
限度数量の配分に当たっては、
次の三つの要素を組み合わせて
算出します。

ウルチ米……①基準面積割に
市の限度数量総数の六十割を充
てる②四十六年度に配分された
限度数量割に、市の限度数量総
数の十割を充てる③五十年、五
十二年の二カ年平均売渡実績割
に、市の限度数量総数の三十割
を充てる。①②③をプラスして
個人別限度数量を算出する。
モチ米……①基準面積割に限
度総数の三十割を充てる②四十
九年、五十年、五十二年の三カ
年平均売渡実績割に限度総数の
七十割を充てる。①②をプラス
して部落別限度数量を算出する。

水田利用再編対策事業の転作
が円滑に推進されるため、市で
も転作物栽培指針の配布や水
田畑地化排水事業や転作融資事
業等補助施策を実施する予定で
す。農家各位におかれましては
誠に耐え難き問題とは存じませ
が、国家的命題解決と食糧制堅
持のため、何とぞご理解を頂き
たくお願い申し上げます。
転作々物の栽培指針
転作々物の栽培方法について
は、県の専門機関により作られ
た作目ごとの栽培指針を別途皆
さんに配布します。

水田利用再編対策のあらまし

実施の期間

水田利用再編対策は、おおむね十年間の対策として、これを数期に分けて実施する計画です。今回は、その第一期として昭和五十三年度から五十五年度までの三年間です。

実施の方法

実施は、次のいずれかによって行なって頂きます。(別表一参照)

- ① 転作……米から米以外の作物への転換を行う。
- ② 管理転作……自分では転作できない農家が、転作希望水田を農協等に預け、農協等がその水田について転作者をみつけ、転作または転作者がみつかるとまでの間保全管理を行う。

③ 土地改良事業の通年施行……国・県の認めた土地改良事業を通年施行で行う。

転作計画書の提出

転作の方法を決めて、転作実

施計画書を提出して頂きます。

(転作計画書を提出しないと、転作を実施しても奨励補助金を受けることができません。)

奨励補助金

転作計画書により、転作を実施した農家に、転作面積、作目等により定められた基準で算出された奨励補助金が交付されます。(別表二参照)

部落調整の方法

転作目標面積と限度数量の計算の基礎は、固定資産台帳(昭和四十六年一月一日現在)を基に、公簿上把握できる法手続きの行われたものだけが対象となっていますので、公簿上にあら

われない請負耕作や委託耕作等については、公簿上の所有者の所に割当てますので、これらの調整をそれぞれ部落内及び部落間で行って頂きます。

部落内調整の方法 委託耕作

転作計画と米の政府買入

水田利用再編対策では、米の政府買入れの事前売渡申込限度数量と転作目標面積が関連して定められています。

目標面積未達成の場合の措置

目標面積が未達成の場合は、翌年度の目標面積及び限度数量の配分に、未達成面積が加算され、その面積に相当する米の限度数量を減じて算出されます。

の場合を例にしますと、土地の所有者と耕作者で話し合いを行って頂き、その結果を農事連絡員に申し出て調整をしてもらいます。

部落間調整の方法 土地所有者と耕作者の部落が異なった場合は、土地所有者と耕作者の話し合いの結果を両部落の農事連絡員に申し出て、両部落の農事連絡員の間で調整して頂きます。

対策実施の日程

水田利用再編対策の実施については、左の表により日程を計画していますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この水田利用再編対策

を円滑に推進するため、国、県、市で実施を予定している施策で特に関係の深いものを参考として抜粋しました。(別表三参照)

水田利用再編対策実施日程表

期 日	実 施 事 項	内 容
2 月 上 旬	仮 配 分	地区別(旧町村単位)に農事連絡員会議を開催し、農事連絡員の皆さんを通じて仮配分をお知らせします。
2 月 中 旬 ~ 3 月 下 旬	部 落 調 整	個々の実情に応じ、部落内あるいは、部落間調整をして頂きます。
4 月 中 旬	正 式 配 分	調整の結果により、正式配分を行います。
5 月 上 旬	転作計画書の提出	正式配分により1人1人転作計画書を提出して頂きます。

転作の方法

《表1》

	転作の方法	
	種別	内容
(1)転作	(1)集団転作	地域ぐるみの話し合いにより、1ヘクタール以上の団地として転作するもの。
	(2)普通転作	個別にそれぞれの転作作物により転作するもの。 休耕放置田については畑にし、転作作物を作る場合に限り奨励補助金の対象となります。
(2)管理転作	(1)通常の使用貸借	別の農家が借りうけて転作物をつくる。
	(2)共同利用施設	農協が転作物の実習展示ほや共同利用草地等に使用する。
	(3)経営受託	農協が経営受託として転作物をつくる。
	(4)保全管理	(1)～(3)までの使途がきまるまでの間、農協又は個人の再受託により、いつでも耕作可能の状態に管理しておく。
(3)土地改良事業の通年施行	ほ場整備事業等の通年施行	国・県の補助事業

対象作物

	作物名	内容
特定作物	(1)大豆・そば・麦	
	(2)飼料作物	ソルガム・とうもろこし等
永年性作物	(1)果樹	
	(2)木本性作物	
	(3)その他	アスパラ・ホップ等
一般作物	普通そ菜	
その他	(1)植林	農用地区域外の水田で、農地転用をするもので、53年度以降新規の植栽のものに限る。
	(2)水田養魚	農用地区域外の場合、農地転用が必要。 農用地区域内の場合、農地転用の必要なし。 53年度以降新たにつくられたものに限る。
	(3)農業用施設の敷地等	53年度以降新たにつくられたものに限る。

雪まつり臨時列車のお知らせ

下記の日時で雪まつりの際に団体専用の臨時列車が運転されます。利用人員は170名で、先着順に受け付けます。人員は何人でも結構です。片道利用もできます。希望される方は、早目に共立観光バス十日町営業所(電話2-4128番)へ。

■ 2月10日(金)
 上野発 12:07 → 越後湯沢着 16:08
 (越後湯沢よりバス運行考慮中)

■ 2月12日(日)
 六日町発 10:00 → 上野着 15:12
 (十日町よりバス運行考慮中)

列車運賃は、2月10日 2,500円、2月12日 2,900円となっています。

奨励補助金の種類と額 《表2》

	基本額		計画加算
	10a当り平均	算出の基礎	
特定作目	55,000円	転作する水田の基準収穫量により定められる。 (基準収穫量を10a当り445~459kgとして計算した場合)	集団転作を行った場合、その転作率に応じ10,000円~20,000円の加算金を加えられます。
永年性作物	55,000円		
一般作物等	40,000円		
管理転作	40,000円		
土地改良 通年施行	40,000円		

水田利用再編対策関連施策 《表3》

事業名	内容
(1) 国・県関係 農業近代化資金 及び 農業改良資金	資金の貸付と利子補給
緊急種苗対策事業	転作々物の種苗共同購入に補助 (1) 特定作物 そば・大豆 } 補助率 $\frac{10}{10}$ 飼料作物 } (2) 永年作物 果 樹 } $\frac{1}{2}$ 桑 }
地力診断特別指導事業	農業改良普及所に「水田利用再編地力診断プロジェクトチーム」を設置し、土壌分析診断カルテ等を作成し、転作の定着を図る。
小規模土地条件整備事業	1ha以上の小規模畑地転換造成。 簡易暗渠排水 補助率 $\frac{1}{2}$
粗飼料生産水田利用再編 対策事業	3ha以上の飼料作物転作水田整備事業(整地、耕起、土壌改良等) 補助率 $\frac{6}{10}$
(2) 市関係 水田利用再編対策 融資事業	転作水田面積10a当り10万円(限度額50万円)の経営資金の貸付 利率 6%
水田畑地化排水事業	水田を畑地化するための排水用溝堀工で、1施行区3a以上 補助率 30%
転作水田地力培養事業	転作水田の深耕、溝堀排水及び転作、水田管理用トラクターの導入

